

<問題1> (配点: 1)

AからEまでのうち、誤っている説明の組合せを、後記1から5までの中から1つ選びなさい。なお、AからEまで、問題文中にある貨物以外の輸出はない。

- A 東京にあるメーカーXは、毎月、輸出令別表第1の1~6の項に該当する貨物のみを米国にあるメーカーYに輸出している。この場合、メーカーXは、遵守基準省令第1条でいう「統括責任者」を選任する法的義務はない。
- B 横浜にあるメーカーXは、3ヶ月毎に輸出令別表第1の1~6の項に該当する貨物のみを英国にあるメーカーYに輸出している。この場合、メーカーXは、遵守基準省令第1条でいう「該非確認責任者」を選任する法的義務はない。
- C 大阪にある大学Xは、半年毎に、輸出令別表第1の6の項に該当する貨物のみを少額特例を適用して米国にある大学Yに輸出している。この場合、大学Xは、遵守基準省令第1条でいう「統括責任者」を選任する法的義務はない。
- D 大阪にあるメーカーXは、毎月、輸出令別表第1の1~6の項に該当する貨物のみを米国にある子会社に輸出している。メーカーXの全社員は、役員を含めて1,000名であるが、そのうち、遵守基準省令でいう輸出等業務従事者は、計200名である。この場合、メーカーXは、遵守基準省令により「最新の法及び法に基づく命令の周知その他関係法令の規定を遵守するために必要な指導を行う」対象の社員は、全社員で法的義務がある。
- E 名古屋にあるメーカーXは、2ヶ月毎に輸出令別表第1の6の項に該当する貨物のみを、取得している一般包括輸出・役務(使用に係るプログラム)許可を適用して、英国にあるメーカーYに輸出している。この場合、メーカーXは、同一の者を該非確認責任者及び統括責任者に選任することはできない。

- 1. A・B
- 2. B・C
- 3. C・D
- 4. D・E
- 5. E・A

<問題2> (配点: 1)

AからDまでのうち、下線部分が正しい説明には○、誤っている説明には×を付した場合の組合せを後記1から5までの中から1つ選びなさい。

- A 本邦にあるメーカーXは、輸出令別表第1の3の項に該当する弁・1セット（総価額10万円）を横須賀にある在日米軍に納品する予定である。この場合、メーカーXは、輸出許可は不要である。
- B 本邦にあるメーカーXは、外為令別表の9の項（1）に該当する技術 α を横須賀にある在日米軍に提供する予定である。この場合、メーカーXは、役務取引許可は必要である。
- C 本邦にあるメーカーXは、外為令別表の9の項（1）に該当する技術 α を横須賀にある在日米軍に提供する予定である。在日米軍は、「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う外国為替令等の臨時特例に関する政令」により、役務取引許可が免除されているので、メーカーXが、技術 α を在日米軍に提供する際、役務取引許可は不要である。
- D 本邦にあるメーカーXの工場見学のコース（外為令別表の5の項に該当する技術が複数存在）は、事前に申し込みをすれば、ライバルメーカーや反社会的勢力でない限り、誰でも見学できることになっている。メーカーXは、来月、在日米軍の司令官を招いて、この工場見学コースを案内する場合、役務取引許可は不要である。

1. A× B○ C○ D×
2. A× B× C× D○
3. A○ B○ C× D○
4. A○ B○ C× D×
5. A○ B○ C○ D○

<問題3> (配点: 1)

以下の表は、輸出令別表第1の抜粋である。AからDまでのうち、正しい説明には○、誤っている説明には×を付した場合の組合せを後記1から5までの中から1つ選びなさい。

(参考条文・抜粋)輸出令別表第1

2の項	次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定める仕様のもの (17) ガス遠心分離機のロータに用いられる構造材料であつて、次に掲げるもの(4の項の中欄に掲げるものを除く。) 1 (省略) 2 炭素繊維、アラミド繊維若しくはガラス繊維、炭素繊維若しくはガラス繊維を使用したプリプレグ又は炭素繊維若しくはアラミド繊維を使用した成型品 3 (以下省略)
4の項	次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定める仕様のもの (15) ロケット又は無人航空機に使用することができる構造材料であつて、次に掲げるもの 1 複合材料又はその成型品 2 (以下省略)
5の項	次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定める仕様のもの (18) 有機繊維、炭素繊維、無機繊維若しくは(16)に掲げる貨物を用いた繊維若しくはこれらを使用したプリプレグ、プリフォーム若しくは成型品又はこれらの製造用の装置若しくはその部分品若しくは附属品(2、4及び15の項の中欄に掲げるものを除く。)
15の項	次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定める仕様のもの (1) 無機繊維又は5の項(16)に掲げる貨物を用いた繊維を使用した成型品

- A 輸出令別表第1の4の項(15)1に該当する成型品は、輸出令別表第1の2の項(17)2にも該当する場合がある。
- B 輸出令別表第1の2の項(17)2に該当する成型品は、輸出令別表第1の5の項(18)に該当しない。
- C 輸出令別表第1の4の項(15)1に該当する成型品は、輸出令別表第1の15の項(1)にも該当する場合がある。
- D 輸出令別表第1の15の項(1)に該当する成型品は、輸出令別表第1の5の項(18)にも該当する場合がある。

1. A○ B○ C× D×
2. A○ B× C○ D×
3. A× B× C○ D○
4. A× B○ C× D○
5. A× B○ C○ D×

<問題4> (配点: 1)

AからDのうち、正しい説明には○、誤っている説明には×を付した場合の組合せを後記1から5までの中から1つ選びなさい。

- A 本邦にある貿易会社Xのシンガポール支店は、インドの航空宇宙関連メーカーYよりソフトウェア α の引き合いを受け、英国のIT関連メーカーから調達することとした。ソフトウェア α は外為令別表の11の項に該当し、英国からインドへ直送する予定である。メーカーYに用途を確認したところ、航続距離が300キロメートル以上のロケットの制御機器の開発であることが判明した。この場合、貿易会社Xは、外国間等技術取引について、外為法第25条第1項の許可申請を行う必要はない。
- B 本邦にある貿易会社Xは、インドの航空宇宙関連メーカーYよりソフトウェア α の引き合いを受け、英国のIT関連メーカーから調達することとした。ソフトウェア α は外為令別表の11の項に該当し、英国から本邦に輸入した後、特別一般包括役務取引許可を適用してインドへ提供する予定である。メーカーYに用途を確認したところ、航続距離が300キロメートル以上のロケットの制御機器の開発であることが判明した。この場合、貿易会社Xは提供に先立ち、経済産業大臣に届け出ることが必要である。
- C 本邦にある貿易会社Xのシンガポール支店は、インドの航空宇宙関連メーカーYより鉄鋼部材 α の引き合いを受け、韓国の鉄鋼メーカーから調達することとした。鉄鋼部材 α は輸出令別表第1の16の項に該当し、韓国からインドへ直送する予定である。メーカーYに用途を確認したところ、航続距離が300キロメートル以上のロケットの機体の製造であることが判明した。この場合、貿易会社Xは外為法第25条第4項の仲介貿易取引の許可申請を行う必要がある。
- D 本邦にある貿易会社Xは、韓国の車両メーカーYより集積回路 α の引き合いを受け、中国の電子部品メーカーから調達することとした。集積回路 α は輸出令別表第1の7の項に該当し、中国から本邦に輸入した後、特別一般包括輸出・役務(使用に係るプログラム)取引許可を適用して韓国へ輸出する予定である。メーカーYに用途を確認したところ、戦車の製造であることが判明した。この場合、貿易会社Xは輸出を行った後に、経済産業大臣に報告することが必要である。

1. A○ B○ C× D×
2. A○ B× C○ D×
3. A○ B× C× D○
4. A× B× C○ D○
5. A× B○ C○ D×

<問題5> (配点: 1)

「外国為替法令の解釈及び運用について」、AからEまでのうち、下線部分が正しい説明には○、誤っている説明には×を付した場合の組合せを後記1から5までの中から1つ選びなさい。

- A 本邦人は、原則として、その住所又は居所を本邦内に有するものと推定し、居住者として取り扱う。
- B 外国人は、原則として、その住所又は居所を本邦内に有しないものと推定し、非居住者として取り扱う。
- C 本邦の法人等の外国にある支店、出張所その他の事務所は、居住者として取り扱う。
- D 外国の法人等の本邦にある支店、出張所その他の事務所は、非居住者として取り扱う。
- E 本邦にある外国政府の公館（使節団を含む。）及び本邦にある国際機関は、非居住者として取り扱う。

1. A○ B○ C○ D○ E○
2. A○ B○ C○ D× E○
3. A× B○ C○ D○ E×
4. A○ B× C× D○ E○
5. A○ B○ C× D× E○

<問題6> (配点：1)

本邦にある貿易会社Xが、AからDまでの輸出契約を締結した場合、キャッチオール規制に関する輸出許可申請が必要な場合はどれか。AからDまでのうち、必要なものには○、必要でないものには×を付した場合の組合せを後記1から5までの中から1つ選びなさい。

- A 合金1トン（輸出令別表第1の16の項に該当）を中国にあるY社に輸出する契約を結んだ。Y社から当該合金を戦車の製造に使用すると電話で連絡を受けた場合。
- B 合金1トン（輸出令別表第1の16の項に該当）をパキスタンにあるY社に輸出する契約を結んだ。Y社から当該合金を空気銃（スポーツ用）の製造に使用するとメールで連絡を受けた場合。
- C 合金1トン（輸出令別表第1の16の項に該当）をレバノンにあるY社に輸出する契約を結んだ。Y社から当該合金を戦車の製造に使用するとメールで連絡を受けた場合。
- D 合金1トン（輸出令別表第1の16の項に該当）をイラクにあるY社に輸出する契約を結んだ。Y社から当該合金を空気銃（スポーツ用）の製造に使用すると電話で連絡を受けた場合。

1. A○ B× C○ D○
2. A× B○ C○ D×
3. A× B× C× D○
4. A× B× C○ D×
5. A× B○ C× D○

<問題7> (配点: 1)

AからDまでのうち、下線部分が正しい説明には○、誤っている説明には×を付した場合の組合せを後記1から5までの中から1つ選びなさい。

- A 本邦にあるメーカーXの代表取締役社長甲は、会社の営業目標を達成するために営業部長乙と共謀して、輸出令別表第1の2の項に該当する工作機械1セット（価格5億円）を非該当と偽って、無許可で中国のメーカーYに輸出した。この場合、メーカーXは、外為法第72条第1項により、罰金は10億円以下である。
- B 本邦にあるメーカーXの代表取締役社長甲は、会社の営業目標を達成するために営業部長乙と共謀して、輸出令別表第1の6の項に該当する測定装置1セット（価格150万円）を非該当と偽って、無許可で中国のメーカーYに輸出した。この場合、メーカーXは、外為法第72条第1項により、罰金は7億円以下である。
- C 本邦にあるメーカーXの代表取締役社長甲は、会社の営業目標を達成するために営業部長乙と共謀して、輸出令別表第1の3の項に該当するバルブ1セット（価格20万円）を非該当と偽って、無許可で中国のメーカーYに輸出した。この場合、メーカーXは、外為法第72条第1項により、罰金は10億円以下である。
- D 本邦にあるメーカーXの代表取締役社長甲は、会社の営業目標を達成するために営業部長乙と共謀して、輸出令別表第1の6の項に該当する測定装置1セット（価格3億円）を非該当と偽って、無許可で中国のメーカーYに輸出した。この場合、メーカーXは、外為法第72条第1項により、罰金は7億円以下である。

1. A○ B○ C× D×
2. A○ B○ C○ D×
3. A× B○ C○ D○
4. A× B× C○ D○
5. A× B○ C○ D×

<問題8> (配点：1)

AからEまでのうち、本邦にあるメーカーXが、取得している一般包括役務取引許可を適用して、外国の非居住者に提供できる組合せを後記1から5までのなかから1つ選びなさい。なお、提供先の用途は、すべて民生用途である。

- A 米国にあるメーカーYに外為令別表の1の項の中欄に掲げる技術を提供する場合
 - B ブルガリアにあるメーカーYに外為令別表の5の項の中欄に掲げる技術を提供する場合
 - C フィンランドにあるメーカーYに外為令別表の6の項の中欄に掲げる技術を提供する場合
 - D 韓国にあるメーカーYに外為令別表の8の項の中欄に掲げる技術を提供する場合
 - E ポーランドにあるメーカーYに外為令別表の15の項の中欄に掲げる技術を提供する場合
-
- 1. A・B
 - 2. B・C
 - 3. C・D
 - 4. D・E
 - 5. E・A

<問題9> (配点：1)

AからEまでのうち、正しい説明の組合せを後記1から5までの中から1つ選びなさい。

- A 外為令第17条第3項第一号の仲介貿易取引規制には、経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知の規定はない。
- B 外為令第17条第3項第二号の仲介貿易取引規制には、経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知の規定はない。
- C 貿易外省令第9条第2項第五号の外国間等技術取引には、経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知の規定はない。
- D 貿易外省令第9条第2項第六号の外国間等技術取引には、経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知の規定はない。
- E 貿易外省令第9条第2項第九号の公知の技術を提供する取引には、経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知の規定はない。

- 1. A・B
- 2. B・C
- 3. C・D
- 4. D・E
- 5. E・A

<問題10> (配点: 1)

AからDまでのうち、正しい説明には○、誤っている説明には×を付した場合の組合せを後記1から5までの中から1つ選びなさい。

- A 東京にあるメーカーXは、ドイツ（い地域①）にあるメーカーYとの契約に基づき、外為令別表の14の項、貨物等省令第26条に該当する技術資料をメーカーYの中国（と地域②）にある工場に提供する場合、メーカーXは、取得している特別一般包括役務取引許可を適用して、当該技術資料を提供することができる。
- B 大阪にあるメーカーXは、韓国（り地域）にあるメーカーYとの契約に基づき、外為令別表の14の項、貨物等省令第26条に該当する技術資料をメーカーYの英国（い地域①）にある工場に提供する場合、メーカーXは、取得している特別一般包括役務取引許可を適用して、当該技術資料を提供することができる。
- C 名古屋にあるメーカーXは、韓国（り地域）にあるメーカーYとの契約に基づき、外為令別表の14の項、貨物等省令第26条に該当する技術資料をメーカーYの米国（い地域①）にある工場に提供する場合、メーカーXは、取得している一般包括役務取引許可を適用して、当該技術資料を提供することができる。
- D 福岡にあるメーカーXは、中国（と地域②）にあるメーカーYとの契約に基づき、外為令別表の14の項、貨物等省令第26条に該当する技術資料をメーカーYの米国（い地域①）にある工場に提供する場合、メーカーXは、取得している一般包括役務取引許可を適用して、当該技術資料を提供することができる。

1. A○ B× C× D×
2. A○ B○ C○ D×
3. A× B○ C× D×
4. A× B× C× D○
5. A× B○ C○ D×

(参考条文) 包括許可取扱要領【別表B】・抜粋

提供地 外為令別表項番	い地域①	と地域②	ち地域	り地域
外為令別表の14の項の中欄に掲げる技術であって、貨物等省令第26条に該当するもの	特別一般 一般	特定	-	特別一般

<問題 11> (配点 : 1)

「税関における包括許可の確認方法について」、AからDまでのうち、下線部分が正しい説明はいくつあるか後記 1 から 5 までの中から 1 つ選びなさい。

- A 一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可を受けている輸出者は、通関手続きを行う際、同通達で規定する事項をインボイスに記載する必要があるが、特定包括輸出許可、特別返品等包括輸出・役務取引許可又は特定子会社包括輸出・役務取引許可を受けている輸出者は、通関手続きを行う際、同通達で規定する事項をインボイスに記載する必要はない。
- B 輸出しようとする貨物について、包括許可の対象貨物に該当する輸出令別表第1の『項』及び『番号』並びに貨物等省令の『該当規定』をインボイスに記載する必要がある。
- C 輸出令別表第1の『項』又は『番号』に掲げる貨物の全てが一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可又は特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可の対象となっているような場合（税関が、政令の『項』及び『番号』のみの記載でも一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可又は特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可の対象貨物であることを容易に確認できる場合）には、例外的に省令の『該当規定』の記載を省略することができる。
- D 包括許可要領IIの4 (1) ②に規定する「返送に係る輸出」を行う場合は、同②イからハの規定のいずれに該当する輸出であるか（「返送イ」、「返送ロ」又は「返送ハ」と記載）及び輸出の理由についてインボイスに記載する必要はない。

1. 0 個
2. 1 個
3. 2 個
4. 3 個
5. 4 個

<問題12> (配点: 1)

AからDまでのうち、正しい説明はいくつあるか後記1から5までの中から1つ選びなさい。なお、本邦にあるメーカーXは、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可を取得しており、輸出先の用途は、すべて民生用途である。

- A 本邦にあるメーカーXは、輸出令別表第1の9の項（7）に該当する暗号通信装置 α （総価額90万円）を米国にあるメーカーYに輸出する予定である。この場合、メーカーXは、少額特例を適用して輸出することもできるし、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可を適用して輸出することもできる。
 - B 本邦にあるメーカーXは、輸出令別表第1の9の項（7）に該当する暗号通信装置 α （総価額90万円）を米国にあるメーカーYに輸出する予定である。この場合、メーカーXは、少額特例を適用して輸出することはできるが、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可を適用して輸出することはできない。
 - C 本邦にあるメーカーXは、2019年8月に輸出令別表第1の9の項（7）に該当する暗号通信装置 α （総価額300万円）を米国にあるメーカーYに特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可を適用して輸出した。その後、当該暗号通信装置 α が故障したため、メーカーXに積み戻し、故障箇所のみを修理し、メーカーYに2020年9月に再輸出する予定である。この場合、メーカーXは、無償告示を適用して輸出することもできるし、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可を適用して輸出することもできる。
 - D 本邦にあるメーカーXは、2019年4月に輸出令別表第1の9の項（7）に該当する暗号通信装置 α （総価額700万円）を米国にあるメーカーYに特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可を適用して輸出した。その後、当該暗号通信装置 α が故障したため、メーカーXに積み戻し、故障箇所のみを修理し、メーカーYに2020年9月に再輸出する予定である。この場合、メーカーXは、無償告示を適用して輸出することもできるし、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可の「返送に係る輸出」を適用して輸出することもできる。
- 1. 0個
 - 2. 1個
 - 3. 2個
 - 4. 3個
 - 5. 4個

<問題13> (配点: 1)

AからDまでのうち、正しい説明には○、誤っている説明には×を付した場合の組合せを後記1から5までの中から1つ選びなさい。

- A 2019年8月27日以前に取得している特別返品等包括輸出・役務取引許可証であっても、2019年8月28日以降、韓国を仕向地とする輸出について、全て当該許可証を使用することはできない。
- B 2019年8月27日以前に取得している一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可証であっても、2019年8月28日以降、韓国を仕向地とする輸出について、全て当該許可証を使用することはできない。
- C 2019年8月27日以前に取得している特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可証であっても、2019年8月28日以降、韓国を仕向地とする輸出について、全て当該許可証を使用することはできない。
- D 2019年8月27日以前に取得している一般包括役務取引許可証であっても、2019年8月28日以降、韓国を提供地とする技術提供について、全て当該許可証を使用することはできない。

1. A○ B○ C○ D×
2. A× B○ C○ D○
3. A○ B× C○ D○
4. A○ B○ C× D○
5. A○ B○ C○ D×

<問題14> (配点: 1)

AからDまでのうち、下線部分が正しい説明には○、誤っている説明には×を付した場合の組合せを後記1から5までの中から1つ選びなさい。

- A 本邦の貿易会社Xは、英国のメーカーYより、外為令別表の3の項に関連する技術 α を購入し、海外で販売する予定である。この場合、外為令別表の3の項は、オーストラリア・グループの規制なので、同サイトにある英文を参考にメーカーYにスペックを確認する。
- B 本邦の貿易会社Xは、英国のメーカーYより、外為令別表の3の2の項に関連する技術 α を購入し、海外で販売する予定である。この場合、外為令別表の3の2の項は、オーストラリア・グループの規制なので、同サイトにある英文を参考にメーカーYにスペックを確認する。
- C 本邦の貿易会社Xは、英国のメーカーYより、外為令別表の14の項に関連する技術 α を購入し、海外で販売する予定である。この場合、外為令別表の14の項は、ワッセナー・アレンジメントの規制なので、ワッセナー・アレンジメントのサイトにある Munitions List の英文を参考にメーカーYにスペックを確認する。
- D 本邦の貿易会社Xは、英国のメーカーYより、外為令別表の15の項に関連する技術 α を購入し、海外で販売する予定である。この場合、外為令別表の15の項は、ワッセナー・アレンジメントのサイトにある Sensitive List の英文を参考にメーカーYにスペックを確認する。

1. A× B○ C○ D×
2. A○ B× C○ D×
3. A○ B○ C× D×
4. A○ B× C× D○
5. A○ B○ C○ D×

<問題15>（配点：1）

包括許可取扱要領の（別表3）について、（A）から（C）にあてはまる正しい用語の組合せを後記1から5までの中から1つ選びなさい。なお、本問では、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可が適用できる貨物のみの輸出であって、技術の提供はない。

「特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可の条件」の(7)(表1)にある「(A)場合」とは、「(B)場合」及び「(C)場合」のいずれにも該当しないが、輸出しようとする貨物が、「核兵器等の開発等」又は「その他の軍事用途」に(A)場合です。すなわち、明示的に「核兵器等の開発等及びその他の軍事用途」（以下、本問では「軍事用途」という。）に(B)という情報はないが、周辺状況等から見て、軍事用途に(B)懸念があり、その懸念が払拭できない場合などが該当します。

例えば、需要者が軍関係の組織であって、貨物の用途について明らかにされない場合などは、軍事用途に(A)場合に該当すると考えられます。一方、需要者が軍関係の組織であっても、軍事用途以外の用途に(B)ことが明確になっているような場合は、軍事用途に用いられる疑いがないと判断して差し支えありません。

1. (A)「用いられるおそれがある」(B)「用いられる疑いがある」(C)「用いられる」
2. (A)「用いられるおそれがある」(B)「用いられる」(C)「用いられる疑いがある」
3. (A)「用いられる」(B)「用いられるおそれがある」(C)「用いられる疑いがある」
4. (A)「用いられる疑いがある」(B)「用いられるおそれがある」(C)「用いられる」
5. (A)「用いられる疑いがある」(B)「用いられる」(C)「用いられるおそれがある」

<問題16> (配点: 1)

特別一般包括許可に関し、AからEまでの、変更が生じたとき又は変更しようとするときに新たに許可の申請を行い、経済産業大臣の許可を受けなければならぬ事由とされているものはどれか。正しい組合せを後記1から5までの中から1つ選びなさい。

- A 住居表示
 - B 法人の代表者名
 - C 取締役の変更
 - D 申請者名
 - E 住所
-
- 1. A・B
 - 2. B・C
 - 3. C・D
 - 4. D・E
 - 5. E・A

<問題17> (配点: 1)

AからDまでのうち、正しい説明には○、誤っている説明には×を付した場合の正しい組合せを後記1から5までの中から1つ選びなさい。

- A 提出書類通達では、「仕向地・提供先国、貨物の種類、仕様、技術の内容、数量等によっては、最終需要者が確定していないことを理由に許可しないことがあります。」と規定されている。
- B 提出書類通達では、「我が国を仕向地とする貨物の再輸出又は技術の再提供であっても、経済産業省の事前同意を得ること」と規定されている。
- C 提出書類通達では、「輸出した貨物が費消されたとき、提供した技術が公知のものとなったとき、輸出した貨物若しくは提供した技術が規制対象の仕様を満たさなくなったとき又は貨物・技術の規制が改正され非該当となったときは、誓約書に基づく事前同意は不要」と規定されている。
- D 提出書類通達の別表2の付表2は、ワッセナー・アレンジメントの技術に関するSensitive Listにあたる。

- 1. A× B○ C× D×
- 2. A× B○ C× D×
- 3. A○ B× C○ D○
- 4. A○ B× C○ D×
- 5. A○ B○ C○ D○

<問題18> (配点: 1)

AからEまでのうち、正しい説明には○、誤っている説明には×を付した場合の組合せを後記1から5までの中から1つ選びなさい。

- A 輸出令第4条第1項第一号口中の「核兵器等の開発等」の「開発等」とは、「開発、製造、使用又は貯蔵」のことである。
- B 核兵器等開発等省令第二号及び第三号中の「経済産業大臣が告示で定めるもの」とは、文書等告示のことである。
- C 輸出令第4条第1項第三号イ中の「経済産業省令」とは、核兵器等開発等省令のことである。
- D 貿易外省令第9条第2項第十二号中の「経済産業大臣が告示で定めるもの」とは、使用技術告示のことである。
- E 外為令第17条第3項第二号イ中の「経済産業省令」とは、仲介貿易おそれ省令のことである。

1. A× B○ C○ D○ E○
2. A× B× C× D○ E×
3. A× B○ C× D× E○
4. A○ B× C○ D× E×
5. A○ B○ C○ D○ E○

<問題19> (配点: 1)

次の米国輸出管理規則に基づく輸出許可の取得の要否に関する記述で、誤っているものの組合せを後記1から5までの中から1つ選びなさい。必要に応じて、「規制品目リスト(抜粋)」及び「カントリーチャート(抜粋)」を参照すること。なお、当該取引は、当該貨物の日本からの再輸出であり、各設問で記載されている以外の用途及び懸念顧客等の要件には該当していないものとする。

- A 規制品目番号 6A004. b. に該当する品目の中国(D : 1国群)向けの輸出であって、当該品目の価格が2,000ドルの場合には、許可例外LVSが適用できるため、輸出許可申請は不要である。
- B 規制品目番号 6A004. b. に該当する品目を台湾(A : 6国群、B国群、D : 3国群)に輸出する場合、許可例外GBSが適用できるため、輸出許可申請は不要である。
- C 規制品目番号 6A004. a. 3 に該当する品目をインド(A : 1国群、A : 5国群、B国群)向けに輸出する場合、許可例外GBSが適用できないため、許可例外STAの適用可否を検討する必要がある。
- D 規制品目番号 6A004. b. に該当する品目を中国(D : 1国群)向けに輸出する場合、民生用途で民生需要者向けであれば許可例外CIVが適用できるため、輸出許可申請は不要である。
- E 米国から許可例外TSRを適用して輸出された技術(6E002)に基づいて直接的に製造された 6A004. a. 3 に該当する直接製品を台湾(A : 6国群、B国群、D : 3国群)向けに輸出する場合、輸出許可申請は不要である。

<規制品目リスト(抜粋)>

6A004 Optical equipment and “components,” as follows.

License Requirements

Reason for Control: NS, AT

Control(s)

NS applies to entire entry

AT applies to entire entry

Country Chart

NS Column 2

AT Column 1

List Based License Exceptions

LVS: \$3000

GBS: Yes for 6A004. a. 1, a. 2, a. 4, .b, d. 2, and .f

Special Conditions for STA

STA: Paragraph (c)(2) of License Exception STA may not be used to ship any commodity in 6A004.c or .d to any of the destinations listed in Country Group A:6.

List of Items Controlled

Related Controls: (1) For optical mirrors

Related Definitions: An 'aspheric optical element' is any element . . .

Items:

a. Optical mirrors (reflectors) as follows:

a. 1. 'Deformable mirrors' having . . .

.

a. 3. Lightweight "composite" or foam mirror structures having an average "equivalent density" of less than 30 kg/m² and a total mass exceeding 2 kg;

.

b. Optical "components" made from zinc selenide (ZnSe) or zinc sulphide (ZnS) with transmission in the wavelength range exceeding 3,000 nm but not exceeding 25,000 nm and having any of the following:

b. 1. Exceeding 100 cm³ in volume; or

b. 2. Exceeding 80 mm in diameter or length of major axis and 20 mm in thickness (depth);

.

.

<カントリー チャート(抜粋)>

Countries	CB			NP		NS		MT	RS		FC	CC			AT	
	C B 1	C B 2	C B 3	N P 1	N P 2	N S 1	N S 2	M T 1	R S 1	R S 2	F C 1	C C 1	C C 2	C C 3	A T 1	A T 2
China	×	×	×	×		×	×	×	×	×		×		×		
India	×			×		×		×	×							
Taiwan	×	×	×	×		×	×	×	×	×		×		×		

1. A • B

2. B • C

3. C • D

4. D • E

5. E • A

<問題20> (配点: 1)

米国輸出管理規則(EAR)軍事エンドユース(軍事最終用途)・軍事エンドユーザー(軍事最終需要者)規制に関する記述として、正しいものの組み合わせを後記1から5までの中から1つ選びなさい。なお、同規制におけるインフォーム(inform)要件にはあたらないことを前提とする。

- A 中国の民間企業の民生用途向けに再輸出する場合、軍事エンドユーザー規制が適用されてBISの許可が必要になることはない。
- B 中国の軍事エンドユーザーの軍事エンドユース向けに再輸出する場合であっても、再輸出品目がEAR99の品目である場合は、軍事エンドユース規制・軍事エンドユーザー規制が適用されてBISの許可が必要になることはない。
- C 中国企業に再輸出する場合において、その用途が、軍事品目の据付の支援の用途だけであって、その操作、保守、修理、開発、製造等の支援の用途はない場合でも、「軍事エンドユース」の定義にあたる。
- D 再輸出が軍事エンドユース規制又は軍事エンドユーザー規制の要件にあたるため、BISに許可申請された場合、BISの許可・不許可の判断は、ケース・バイ・ケースの方針に基づく。
- E 再輸出する場合、軍事エンドユース規制・軍事エンドユーザー規制が適用される仕向国は、中国、ロシア及びパキスタンである。

- 1. A・B
- 2. B・C
- 3. C・D
- 4. D・E
- 5. E・A

<問題21>（配点：2）

本邦にある政府機関X（以下「X」という。）は、来月、オーストラリアで防災関連の実験を実施する予定である。実験に当たりXは保有する通信装置 α （総価額150万円）をオーストラリアに持ち込んで実験を実施する。通信装置 α はXの担当職員甲が取扱い、実験終了後、甲がXに持ち帰る予定である。通信装置 α の該非判定を購入先のメーカーに確認したところ、輸出令別表第1の9の項（1）に該当するものであった。本件に関する許可の要否の判断に関する次の記述のうち、下線部分が正しいものを後記1から5までの中から全て選びなさい。なお、通信装置 α は告示貨物ではない。

1. Xの行為は、政府機関自らがオーストラリアに持参するだけであり、実験終了後、持ち帰るので輸出には当たらず、Xがいかなる政府機関であっても輸出許可不要である。
2. Xが経済産業省（経済産業大臣）の場合、経済産業大臣の行為は輸出許可不要である。
3. Xが外務省（外務大臣）の場合、外務大臣の行為は輸出許可不要である。
4. Xが内閣府（内閣総理大臣）の場合、内閣総理大臣の行為は輸出許可不要である。
5. Xが防衛省（防衛大臣）の場合、防衛大臣の行為は輸出許可不要である。

<問題22>（配点：2）

本邦にあるX社は、中国にあるY社との契約交渉の際に、同時通訳者Z（以下「Z」という。）を介してY社に輸出令別表第1の2の項に該当する技術を提供する。この場合、Y社への役務取引許可が必要となるが、Zへの役務取引許可に関する説明につき、正しいものを後記1から5までの中から全て選びなさい。なお、Zへは通訳のみを目的として技術情報を提供する。

1. X社は技術情報をY社およびZに対して提供したことになる。そのため、Zの居住性や国籍、契約交渉が行われた場所にかかわらず、Zに対して役務取引許可が必要である。
2. Zが非居住者の中国在住の日本人である場合、Zに対しても役務取引許可が必要である。
3. 契約交渉の場が北京であれば、Zが居住者であっても、外為法第25条第1項に規定する「特定の外国において提供することを目的とする取引」として、Zに対して役務取引許可が必要である。
4. 契約交渉の場が東京であっても、Zが非居住者の中国人であれば、Zに対して役務取引許可が必要である。
5. Zの居住性や国籍、契約交渉が行われた場所にかかわらず、Zへの役務取引許可是不要である。

<問題23>（配点：2）

米国輸出管理規則(EAR)の規制対象品目に関する記述として、誤っているものを後記1から5までの中から全て選びなさい。

1. 事前に設定したIDとパスワードを入力して、米国企業のインターネット・サイトから技術をダウンロードし、それをタイの企業に提供する。この技術のECCNを確認したところタイ向け輸出には許可が必要であり、適用可能な許可例外がない事が判明した。この為、米国政府に輸出許可を申請する事にしている。
2. 米国企業からECCN「3E001」に分類される図面が提供された。提供を受けるにあたって締結した覚書に「米国輸出管理規則で特定するテロ支援国、Entity List及びDenied Person's List (DPL)掲載者に対して、米国政府の許可を取得せずに輸出・再輸出・提供等しない事」という条項があった。当社ではこの図面を日本から第3国に再輸出したり、サーバ、Eメール等により提供したりする事はないので、本条項が適用される事はないと判断した。
3. 米国企業の日本法人の工場で製造した機器「a」を組み込んだ製品「b」を、シンガポールに輸出したい。組込比率を計算してみると「a」だけで42%であり、他に組込品はなかった。適用可能な許可例外がなければ、米国政府に許可申請しなければならないと考えている。
4. 特許使用料を支払って米国企業の特許情報に基づいて日本で製品を開発・製造している。この技術は米国原産技術ではあるが特許情報であるためEARの規制対象ではないものとして対応している。
5. 米国企業のマレーシア子会社で製造された製品「c」を日本に輸入した。製品「c」には米国原産の部品やソフトウェア等は組み込まれていないという確認は製造元であるマレーシア子会社から書面で得ている。製品「c」を日本から輸出してもEARの再輸出規制の対象とはならないものと考えて対応した。

<問題24>（配点：2）

包括許可取扱要領で、「特定手続等運用通達に定めるところにより申請を行う者」(電子申請)が許可申請の要件の1つと規定されている包括許可を、後記1から5までの中から全て選びなさい。

1. 一般包括許可
2. 特別一般包括許可
3. 特定包括許可
4. 特別返品等包括許可
5. 特定子会社包括許可

<問題25>（配点：2）

必要最小限の使用のプログラムの特例（貿易外省令第9条第2項第十四号ホ）の適用について、正しい説明を後記1から5までの中から全て選びなさい。

1. 外為令別表の1の項に該当するプログラムは適用できない。
2. 外為令別表の3の項に該当するプログラムは適用できない。
3. 外為令別表の4の項に該当するプログラムは適用できない。
4. 外為令別表の14の項に該当するプログラムは適用できない。
5. 外為令別表の15の項に該当するプログラムは適用できない。

問題文中の法令の略称と正式名称及び関連用語

外為法	外国為替及び外国貿易法
輸出令	輸出貿易管理令
外為令	外国為替令
貨物等省令	輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令
貿易外省令	貿易関係貿易外取引等に関する省令
遵守基準省令	輸出者等遵守基準を定める省令
核兵器等開発等省令	輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令
通常兵器開発等省令	輸出貨物が輸出貿易管理令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物（核兵器等に該当するものを除く。）の開発、製造又は使用のために用いられるおそれがある場合を定める省令
仲介貿易おそれ省令	外国相互間の貨物の移動を伴う貨物の売買、貸借又は贈与に関する取引に係る貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令
無償告示	輸出貿易管理令第4条第1項第二号のホ及びへの規定に基づく経済産業大臣が告示で定める無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物
文書等告示	輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令第二号及び第三号の規定により経済産業大臣が告示で定める輸出者が入手した文書等
運用通達	輸出貿易管理令の運用について
役務通達	外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について
提出書類通達	輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請に係る提出書類及び注意事項等について
特定手続等運用通達	電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について
使用技術告示	貿易関係貿易外取引等に関する省令第9条第2項第十二号、第十三号及び第十四号の規定に基づく経済産業大臣が告示で定める使用に係る技術、プログラム及び貨物
輸出令別表第3 (グループA)	アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、 チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、 アイルランド、イタリア、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、 ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、アメリカ合衆国
輸出令別表第3の2	アフガニスタン、中央アフリカ、コンゴ民主共和国、イラク、レバノン、 リビア、北朝鮮、ソマリア、南スーダン、スーザン
輸出令別表第4	イラン、イラク、北朝鮮